

## 第3章 いたばし総合ボランティアセンター構想

### 1 住民参加と「協働」

地方分権が進展する中で、「住民参加によるまちづくり」が提唱されるようになり、「住民自治基本条例」「市政運営基本条例」等を制定する動きが各自治体間で広がりつつある。このような状況を踏まえ、当分科会では多々ある住民参加の手法の中で、住民によるボランティアや NPO による活動に焦点をあて、「住民参加と協働」について研究を進めることとした。折しも板橋区においては、平成 18 年 4 月に「いたばし総合ボランティアセンター」を開設する予定であり、その基本となる構想が策定されたところである。従って、当分科会の研究の中心テーマとして、「いたばし総合ボランティアセンター」が担うべき役割を位置づけることとしたものである。

以下、板橋区民によるボランティア・NPO 活動の事例や、板橋区におけるボランティア・NPO を取り巻く現状等を整理しながら、構想策定に至る背景をうかがうことにする。

#### (1) 「参加」の態様

住民参加の手法については、既に昨年の研究の中で整理されたところであるが、その態様としては、住民自らの意見・考え・要求を表明することによって、その目的を達成するものと、住民自身の活動・行動によって、その目的を果たしうるものとに区分することができる。前者の事例には、広聴制度に基づく要望の申し出、パブリックコメント、諮問機関等会議体への参加等があり、「板橋区ボランティア活動推進協議会」への参加による構想づくりも、その一例として挙げることができよう。また、後者の事例としては、屋外違法広告物撤去活動、環境美化クリーン活動をはじめ、新潟中越地震被災地での雪下ろし活動等も助け合いや地域

課題を解決することを目的とした活動の事例として紹介することができる。社会貢献活動という行動を通じた住民参加の一態様といえよう。

また、北海道ニセコ町における「ニセコ町づくり条例」に基づく「町民提案予算実施要綱」への住民参加の試みも、新しい形態として紹介できよう。

## (2)「協働」の態様

個々の活動が繋がりを持つことで、その活動力がいわゆる「協働」を担う組織の源泉となりえる。志を同じにする人が、「営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、主体的に取り組む活動」を社会貢献活動と言い、その活動団体には、特定非営利活動法人（NPO 法人）や市民活動団体（ボランティア団体）が存在している。

板橋区における社会貢献活動団体等との協働事業の実態については、546 団体によって 148 の協働事業が行われている（平成 17 年 3 月現在）。形態（態様）別に見ると、①共催 19 事業、②事業協力 87 事業、③委託 23 事業、④情報提供・交換 4 事業、⑤実行委員会 1 事業、⑥その他 14 事業である。

今、公共サービスの民間開放が叫ばれ、その担い手として「指定管理者」制度が導入されているところである。「新しい公共」の担い手として、NPO 法人やボランティア団体が真に力をつければ、自主独立した活動も可能であり、公共サービスの民間開放がめざす目的ともいえる「協働」が一層定着するものと考えられる。ここに「いたばし総合ボランティアセンター」の果たすべき役割の一端が見えてこよう。

## 2 構想策定の背景

進行し続ける少子・高齢化や、度重なる自然災害、犯罪件数の

増加実態等に目を向けると、今日の社会は激動の時代の中にあると言わざるを得ない。このような諸現象は、我々が生活する地域社会に様々な問題・課題をもたらしている。こうした課題の解決を、ただ単に行政に求めるだけではなく、地域自らが解決していかなければならない時代を迎えたともいえる。個々人の価値観が多様化し利害関係が複雑化する中で、様々な意見や考えを持つ人たちが交流し意見交換を行い、地域課題を解決する協働の仕組みを築いていく必要がある。幸いにも物質的には豊かな成熟社会にあって、そのような気運が各地で醸成されてきていることも事実である。

## （１）板橋区における取り組み

平成 9 年に全国でも珍しい「ボランティア活動推進条例」を制定し、青少年から高齢者までの幅広い世代が気軽に、ボランティアや NPO 活動に参加できる支援体制の確立をめざした。区民主体の「板橋区ボランティア活動推進協議会」を設け、ボランティア・NPO の活動拠点施設の整備、活動拠点施設の機能、活動拠点施設の運営主体選定等について検討に入ったが、提案に至るまで 3 期 6 年にわたっての長い歳月を要した。その大きな原因は、活動拠点施設の運営を自立して担える主体が存在していなかったことによるものだったようである。平成 16 年 5 月になされた板橋区ボランティア活動推進協議会の提案は、この検討課題に対して、「センターを早急に設置する必要がある、当面は、区民・協働 NPO 法人・板橋区社会福祉協議会・板橋区の四者で組織し運営することとし、将来的にボランティアや NPO の自主的運営とする見直しを図る」という内容であった。今後に残された大きな課題であろう。

## （２）ボランティア・NPO を取りまく現状

板橋区に所在を有する NPO 法人は 110 法人、板橋区が開設し

た「いたばしボランティア・NPO ネット」への登録団体は 237 団体（平成 17 年 3 月現在）であり、様々な分野で活動を行っている。

全国的には、平成 10 年の「NPO 法」施行からの 7 年で約 2 万 4000 団体が NPO 法人の認証を取得するに至っている。しかし、これらの団体の多くは資金面・活動拠点面において、必ずしも恵まれた状況になく、活動を推進するための大きな課題となっている。

一方、地方においては、社会福祉協議会が先導的な役割を担うことによって総合的なまとめ機能を果たし、成果を上げている事例も見受けられる。板橋区社会福祉協議会板橋ボランティアセンターにおいても、福祉部門の活動からより幅広い活動への転換が求められており、改革に取り組んでいるところである。今後、社会福祉協議会の“民営化”ともいうべく、行政依存からの脱却も課題の一つに挙げられよう。

### （3）「いたばし総合ボランティアセンター」への区の参画方針

板橋区は、ボランティア活動推進協議会の提案に基づき、センターの設置および運営を担う四者の一員として参加する方針を示している。参画にあたっては、以下の基本的考えに立つて行うものであり、社会活動貢献団体による自主自立した活動を尊重する考えに立つて支援していくものとする。

#### ① 運営委員会への参画

センターの運営組織は、区民、協働 NPO 法人、板橋区社会福祉協議会、板橋区の四者による「協働」運営をめざしており、それぞれの分野から 5 人程度（全体で 20 人程度）の規模で構成することとしており、板橋区も「協働」を推進する立場から委員による参画を予定している。

## ②役員会への参画

役員会は、運営委員会を構成する四者から、それぞれ2人を選任して8人で構成することとなっており、センターの運営に係わる経営責任を担うものである。板橋区も役員会のメンバーに加わるものである。

## ③参画にあたっての板橋区の役割

板橋区が運営委員会および役員会に参画するにあたっては、経営責任の一端を担うに留まらず、板橋区の内部組織や関係行政機関などと、ボランティア・NPO との連絡調整も大きな役割として位置づけられるであろう。

また、一方で拠点施設の提供や活動資金の一部拠出といった支援も求められるものとする。

## 3 いたばし総合ボランティアセンターへの期待

### (1) 自主独立した活動を

板橋区が、ボランティア活動推進条例を制定・施行してから早9年が経過するが、行政主導の形で進められてきた感は否めない。この点についての指摘は、これまで区民の意識啓発として開催してきた幾つかのシンポジウム等において、他の自治体等から寄せられた意見の中にも見受けられる。しかし、このことは、板橋区の地域特性によるものでもあり、一概に悲観的になる必要もない。今後、試行錯誤を重ねながら、社会活動貢献団体の手による「独立独歩の精神」に裏付けられた「いたばし総合ボランティアセンター」として、成長することを期待したい。

第3期板橋区ボランティア活動推進協議会の提案の中でも、

「本来『ボランティアやNPO活動などの市民活動は、

区民の自主的な運営が望ましい』という観点に基づいて行われるべきであるが、区民による総合的な活動拠点の早期実現に対する要望が強いことなど板橋区の現状を踏まえ、当面は、区民、協働 NPO 法人、社会福祉協議会、板橋区の四者による『共同設置協働運営』を行う。」

との注文が付いていることからもうかがえよう。

## (2) 総合ボランティアセンター構想

いずれにしても、平成 16 年 5 月になされた板橋区ボランティア活動推進協議会の「提案書」を受け、7 か月後の 12 月に、いたばし総合ボランティアセンター構想が策定された。

ここに、板橋におけるボランティア活動の拠点整備の基礎・基盤が整ったわけである。従って、今後の板橋区における「住民参加と協働」のあり方やボランティア・NPO 活動の動向に大きく影響し、また、大きな柱となるであろう「いたばし総合ボランティアセンター設置に関する基本構想」を紹介しておくこととする。

### 「いたばし総合ボランティアセンター」設置に関する基本構想

「いたばし総合ボランティアセンター（以下、総合ボランティアセンターと表示）」は、板橋区ボランティア活動推進協議会により、平成 9 年度から 3 期にわたって検討された、いたばしボランティア・NPO ホールを拠点とする総合的なボランティアセンターの設置に係わる提案を実現するものである。

総合ボランティアセンターという「ネットワーク組織」を立ち上げ、住民主体による企画・運営を行うものであるが、当面は、区民、NPO 法人、板橋区社会福祉協議会、板橋区の四者により組織した運営委員会で企画・運営を行い、将来的に、ボランティアや NPO の自主的運営を図ることを目的として設置する。

この提案については、板橋区議会に報告するとともに、区のホームページで広く区民に意見を求めたほか、総合ボランティアセンターに係わるシンポジウムを開催し、区広報及びホームページ、板橋区を所在地とする NPO 法人及びいたばしボランティア・NPO ネット登録団体への開催案内等で参加者を募り、意見の聴取を行った。

これらの多様な意見聴取の結果、総合ボランティアセンターについては、早期の実現を求める支持がなされたため、板橋区はこの実現に向けて構想の推進を図る。

## 1 基本理念

板橋区におけるボランティア及び NPO の自主的・自発的活動の推進施策を総合的に実施するとともに、住民主体の推進施設の設置をめざすものである。

当面は、板橋区及び社会福祉協議会の信頼性や実績を活かした運営とし、区民、NPO 法人、社会福祉協議会、板橋区の四者で設置を行うが、将来的にボランティアや NPO の自主的な運営とするよう見直しを図るものである。

## 2 総合ボランティアセンターの設置

新たな板橋区の総合的なボランティア及び NPO の支援組織として、区民、NPO 法人、社会福祉協議会、板橋区の四者による「総合ボランティアセンター」を設置する。なお、総合ボランティアセンターは、施策の推進拠点施設として「(仮称)いたばしボランティア・NPO センター (以下「NPO センター」という。)」を設置し運営主体となる。

\*NPO センターには、現「いたばしボランティア・NPO ホール」を充てる。

## 3 総合ボランティアセンターの組織

### (1) 運営委員会の設置

社会福祉協議会、協働運営の主体となる NPO 法人 (以下「協働 NPO 法人」という) による 2 名程度の委員と、適正な運営を担保するため公募の個人による委員、推薦による委員 (ボランティア団体、

町会・商店街等の推薦)、板橋区の 25 名以内で構成し、板橋区におけるボランティア及び NPO 活動の推進施策を協議、検討するとともに、NPO センターの運営方針案、事業の計画立案、ネットワークの構築などを行う。

また、常設の専門部会を設置するとともに、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、その運営主体となる。

## (2) 役員会の設置

区民、協働 NPO 法人、社会福祉協議会、板橋区による各 2 名の 8 名で構成し、NPO センターの運営に係わる経営管理や責任を担う。また、役員会に NPO センター長を置く。なお、役員会委員は、運営委員会委員と兼ねることができる。

## (3) 事務局の設置

社会福祉協議会及び協働 NPO 法人スタッフ（常勤 5～6 名）及び独自収益事業による有給スタッフで構成し、事業の運営及び実施に係わる庶務を担当するとともに、常設窓口として各種相談業務及びコーディネートなどを行う。

# 4 総合ボランティアセンターの機能及び業務

## (1) 機能

ア 板橋区におけるボランティアや NPO の自主的自発的活動の推進施策を協議検討する機能

イ NPO センターを拠点とするボランティア・NPO 活動の支援機能

ウ 災害時の活動サポート機能

## (2) 業務

ア ボランティア及び NPO に関する相談・紹介等コーディネート業務、NPO の法人設立相談業務

イ ボランティア及び NPO 情報の一元化、ネットワークの推進業務、ボランティア等の情報の開示業務

ウ 人材育成・研修・意識啓発業務



- エ ボランティア及び NPO 活動の活性化業務
- オ ボランティア及び NPO 関連の調査・研究等活動推進業務
- カ ボランティア保険関係業務
- キ 独自収益事業の実施に関する業務
- ク NPO センターの施設管理業務
- ケ 活動拠点の提供業務
  - ・会議室・サロン等の相互交流施設の提供
  - ・資料コーナーの設置による情報の提供
  - ・軽印刷機等の設置による作業場の提供
- コ 災害時のボランティア活動拠点の提供（備蓄倉庫、救護所）

## 5 協働運営に伴うそれぞれの役割

### (1) 区民

自己実現やよりよい生き方が可能となる社会の実現に向け、総合ボランティアセンターに参加し、板橋区における推進施策の協議・検討を行うとともに、NPO センターの適正な運営を担保する役割を担う。

### (2) 協働 NPO 法人

総合ボランティアセンターに参加し、板橋区における推進施策の協議・検討を行うとともに、NPO センターの運営に参加し、従来の行政や社会福祉協議会では十分に対応できない問題に対し、事務局スタッフ（NPO 法人設立相談や NPO の相談、紹介を行うコーディネーターやファシリテーターなどを担当）として業務の一翼を担う。

### (3) 社会福祉協議会

総合ボランティアセンターに参加し、板橋区における推進施策の協議・検討を行うとともに、従来の実績を踏まえ、さらなる板橋区内のボランティア及び NPO 活動の支援業務を担う。

なお、NPO センターの事務局スタッフとして、ボランティアセンターで実施していた既存の業務を継続して実施する。

### (4) 板橋区

総合ボランティアセンターに参加し、板橋区における推進施策の協議・検討を行うとともに、専管組織（総務課）業務の NPO セン

ター移譲により組織の縮小を図り、実質的な運営からはずれ、区及びその他行政機関などと運営委員会やボランティア及び NPO 関係との連絡調整を担当し、ボランティアや NPO の自主的な運営を尊重した支援を担う。

## 6 運営に関する経費

### (1) 運営委員会・役員会の運営経費

運営委員会・役員会の会議開催に伴う委員及び役員への報酬は無償とする。

### (2) 事務局運営経費

#### ア 人件費

- ・社会福祉協議会ボランティアセンタースタッフ

当該事務局に参加する社会福祉協議会ボランティアセンター雇用のスタッフについては、社会福祉協議会ボランティアセンター人件費（区補助金）を充てる。

- ・協働 NPO 法人スタッフ

板橋区専管組織（総務課）移譲業務を担うことから、専管組織の縮小による削減経費を充てる。

#### イ 事業経費

- ・現行の板橋区専管組織予算「ボランティア活動推進経費」を充てる。
- ・現行の社会福祉協議会予算「ボランティア活動推進事業経費」を充てる。
- ・その他、事業収入（独自の収益事業収入等）を充てる。

## 7 その他

### (1) 評価委員会の設置

ボランティア活動推進協議会では、NPO センターの適正な運営に対し、第三者機関としての評価委員会設置を提案しているものがあるが、評価委員会の位置づけや委員の選定方法を含め、事前に設置する運営委員会において検討を行い設置することとする。

### (2) 運営の見直し

当面は、区民、協働 NPO 法人、社会福祉協議会、板橋区の四者で運営を行うものであるが、設置後概ね 3 年（平成 21 年度）を目標に、各機関の責務や構成、区民の意見、公益法人の見直しや NPO 法人税制改革等の社会状況の変化を踏まえ、運営の見直しを行う。

#### 4 今後の課題

「新しい公共」の考えは、平成 16 年版の『国民生活白書』に登場した新しい概念である。その意とするものは、

「『公共』は、行政によってのみ担われるものではなく、行政と市民社会の諸主体が役割分担を改めて見直しながら協働して支えるもの」

との考えであると言われている。

これからの社会における「公共サービス」の担い手は、益々、ボランティア団体・NPO 法人へと拡大する流れの中にあると言えよう。このような動きの中で「いたばし総合ボランティアセンター」に求められる大きな役割は、個々のボランティアに対する助言・手伝いといった「ファシリテーター」としての役割と、社会活動貢献団体等の活動を有機的に結びつける「コーディネーター」としての役割であろう。社会貢献活動をめざす個人・団体・法人を点と点で結び線に、その線と線をつなぎ面へと導けるかどうかにかかっている。運営委員会・役員会の踏ん張り如何による。また、いたばし総合ボランティアセンターの事務局の機能を担う、社会福祉協議会と協働 NPO 法人の相互信頼に基づいた密接な連携が必要不可欠である。諸課題を克服し、早急な独立独歩による運営を期待したい。

## 参考文献

第3期板橋区ボランティア活動推進協議会「提案書」。

「社会貢献活動団体との協働マニュアル（板橋区版）」。

『(仮称) いたばし総合ボランティアセンター』設置に関する基本構想」

平成16年12月。